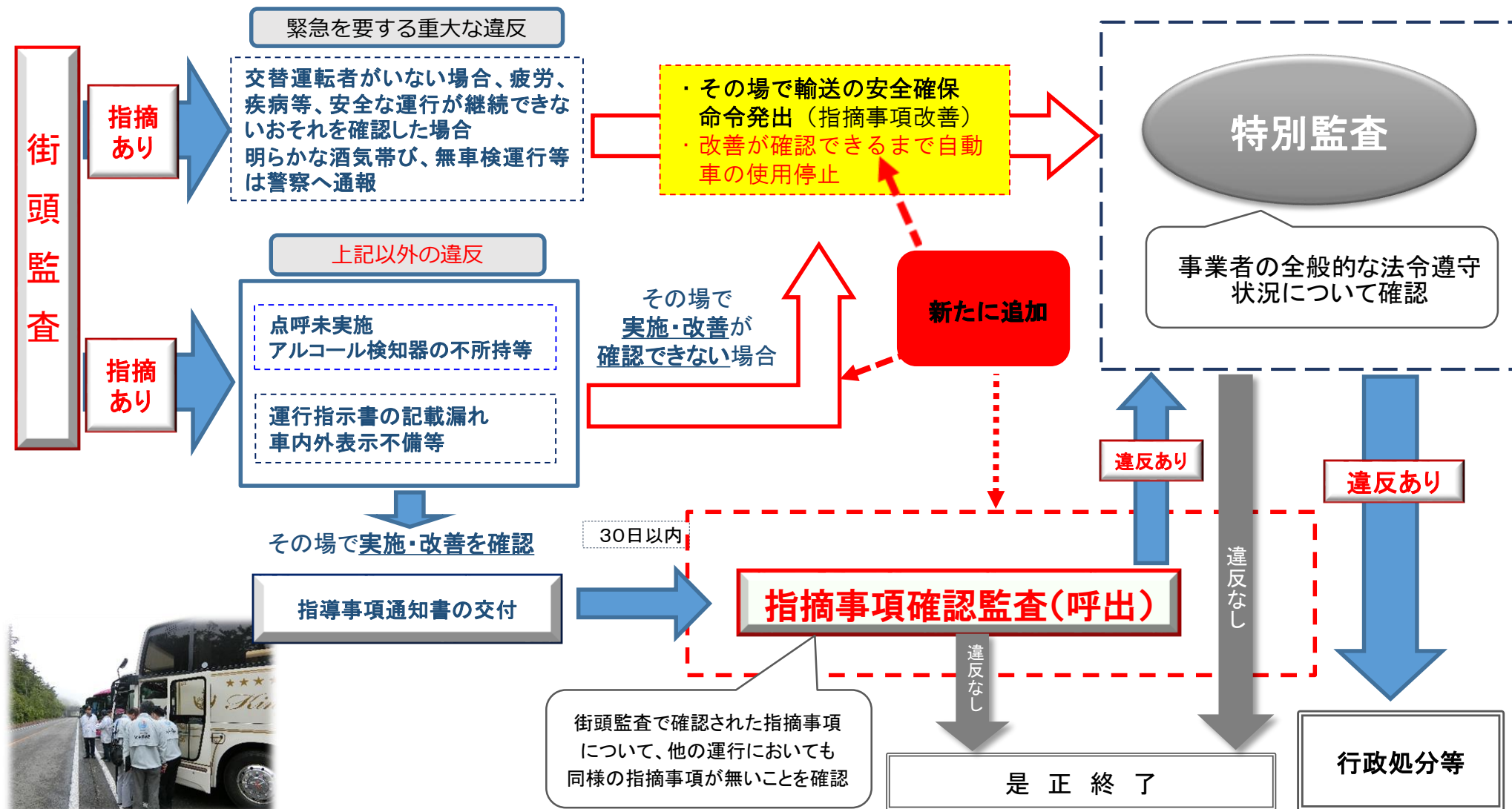


1. 街頭監査

「総合的な対策」講ずべき事項

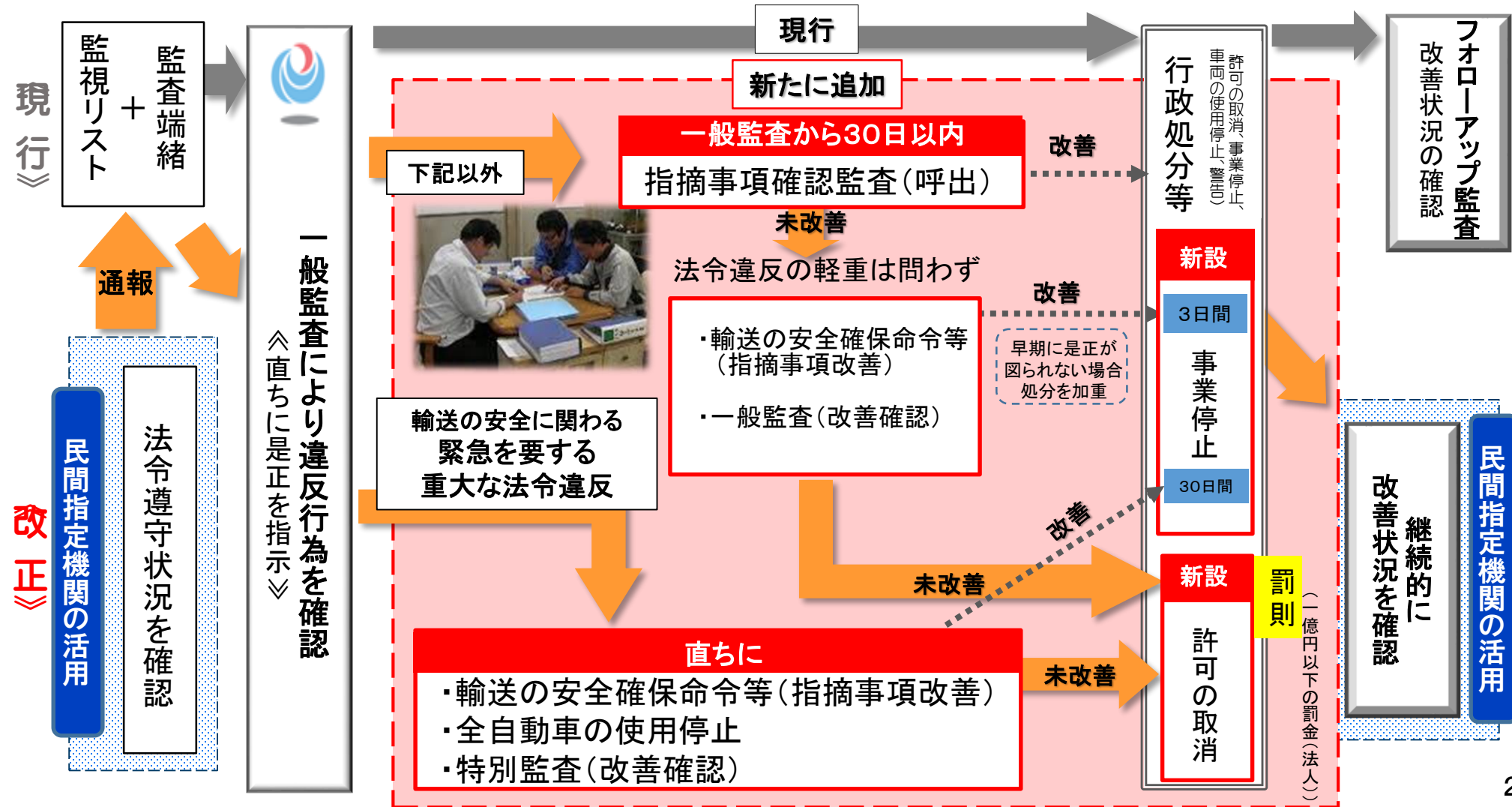
・街頭監査において、緊急を要する重要な事項以外の法令違反が確認された場合でも、その場で実施・改善が確認できない場合は、運行を中止させる。



2. 一般監査

「総合的な対策」講ずべき事項

- ・一般監査において、輸送の安全に関わる重大な法令違反が確認された場合は、直ちに法令違反の是正を指示し、必要に応じ運行を中止させるとともに、速やかに特別監査を実施する。
- ・一般監査において、輸送の安全に関わる重大な事項以外の法令違反が確認された場合は、直ちに法令違反の是正を指示し、30日以内に是正状況確認のための指摘事項確認監査(呼出)を実施する。
- ・複数回にわたり法令違反を是正・改善しない事業者を事業停止又は事業許可取消の対象とする。



3. 行政処分

「総合的な対策」講ずべき事項

・行政処分により使用を停止させる車両数の割合を引き上げる。

使用停止車両割合の引き上げ

《現 行》

日車配分方式のイメージ

処分日車数	配置車両数(台)			
	5	6 10	11 30	31 60
～30日車	1	1	1	1
31～60	1	1	2	2
61～100	1	1	3	3
101～200	1	2	3	4
201～300	1	2	3	7
301日車～	1	2	3	9

例えば、処分100日車のとき、

営業所当たり、配置車両数

5両の場合は、車両停止 1両×100日

10両の場合は、車両停止 1両×100日

30両の場合は、車両停止 3両×33日＋端数1両×1日

※車両停止は営業所毎に行う

《改 正》

使用停止車両割合を全車両の8割に設定
稼働率(現状約50%)を考慮

例えば、処分100日車のとき、

営業所当たり、配置車両数

5両の場合は、車両停止 4両×25日

10両の場合は、車両停止 8両×12日＋端数4両×1日

30両の場合は、車両停止 24両×4日＋端数4両×1日

・8割の端数については「切り捨て」

・監査時点又は処分時点のいずれか多い方の車両数を
ベースとして算出(処分逃れ防止)

(例)配置車両数5両 処分100日車



1両×100日間停止

4両×25日間停止